

岩倉市

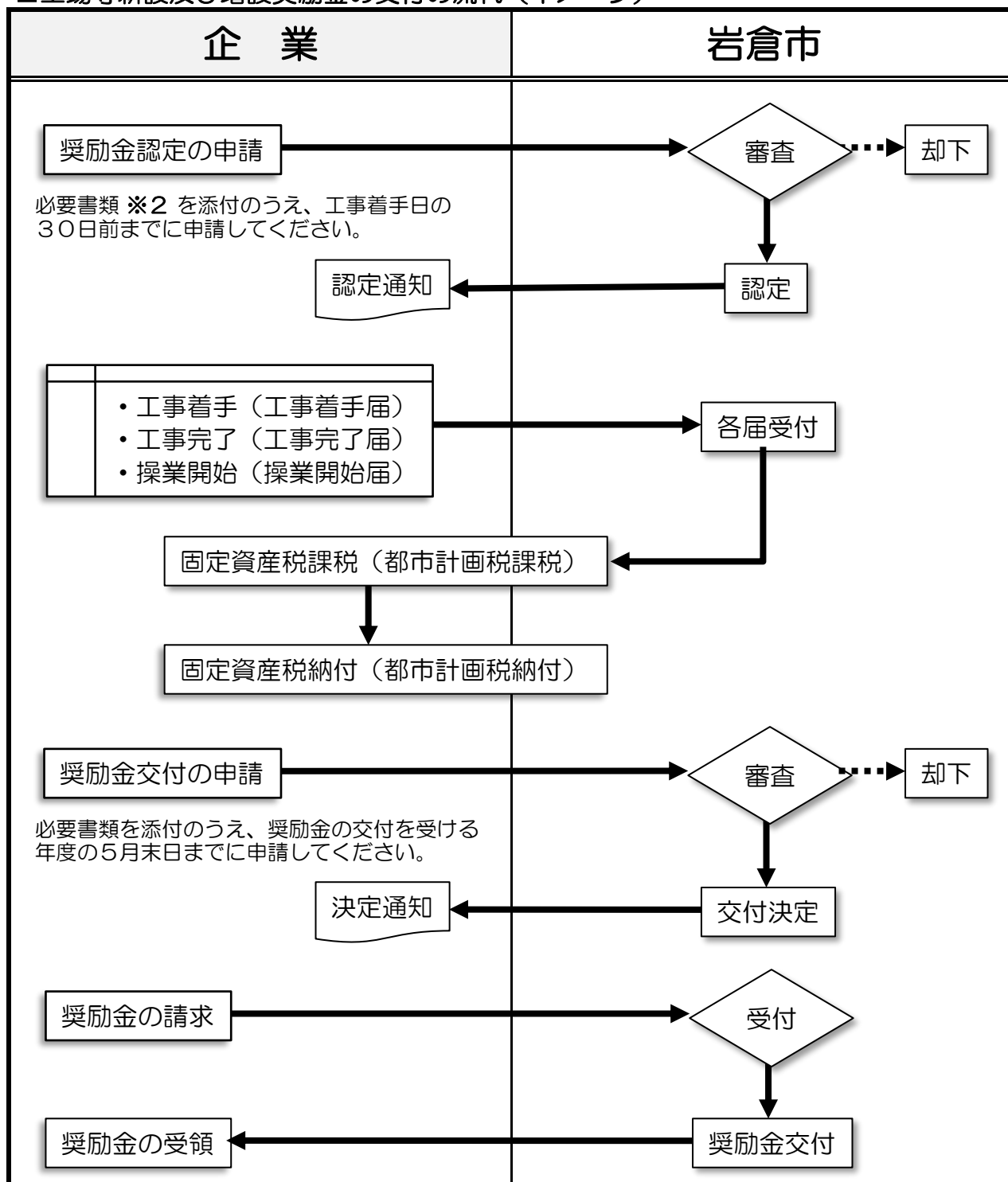
工場等新設又は増設奨励金及び雇用促進奨励金

岩倉市では、市内で土地・建物などを新たに取得し、工場等を新設又は増設する企業に奨励金を交付します。また、市民の雇用機会の拡大を図るため、工場等の新設又は増設に伴い、市民を正規雇用した企業に雇用促進奨励金を交付します。岩倉市内の企業、市外から転入してくる企業とにもご活用いただける奨励制度です。

■奨励金制度概要

岩倉市独自の奨励措置	工場等新設奨励金	工場等増設奨励金	雇用促進奨励金
交付対象	- 工場等を新設すること。 - 新設する工場等の床面積が1,000平方メートルを超えるものであること。 - 新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。	- 工場等を増設すること、又は建替えること。 - 増設する工場等の床面積が500平方メートルを超えるものであること。 - 増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。	- 工場等新設奨励金又は工場等増設奨励金の交付に係る奨励措置の認定を受けていること。 - 工場等の操業開始に伴い新たに当該工場等で雇用される者のうち、工場等の新設又は増設の日の1年前から起算して2年の間に雇用され、かつ、当該雇用された日から雇用促進奨励金の交付申請の時までの間、引き続き本市に居住し、1年以上雇用されているものを1人以上有すること。
対象地域	市内全域		
対象事業	製造業、ソフトウェア業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業 その他市長が適当と認める業務		
交付額	操業開始日以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税の課税初年度から3年間における工場等の新設に係る目的で取得した土地、工場等の新設に係る家屋及び償却資産の各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額	操業開始日以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税の課税初年度から3年間における工場等の増設に係る目的で取得した土地、工場等の増設に係る家屋の各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額	新規雇用従業者の数に20万円を乗じて得た額 ただし、当該額が200万円を超えるときは200万円
交付時期	固定資産税及び都市計画税の納期限の属する年度の翌年度		雇用開始日の属する年度の翌年度又は翌々年度 ※1

■工場等新設及び増設奨励金の交付の流れ（イメージ）



※1 雇用促進奨励金の交付を受ける場合は、交付時期の年度中に申請書を提出してください。なお、雇用促進奨励金の交付申請は、1回限りです。

※2 必要書類については、申請書等各様式に記載しています。

各様式については、市ホームページよりダウンロードしてください。

お問い合わせ先

岩倉市建設部商工農政課

電 話 : 0587-38-5812

ファックス : 0587-66-6100

メー ル : shoukounousei@city.iwakura.lg.jp